

御殿場市議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、御殿場市議会委員会条例（平成3年御殿場市条例第59号。）第19条に規定する御殿場市議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、次の各号に掲げる会場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会室その他の会議室（以下「委員会室等」という。） 議員席、一般席及び報道関係者席に分ける。
- (2) 議場 一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

- 2 委員会を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- 3 議員は、前2項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(傍聴章の交付及び返還)

第4条 傍聴章は、委員会当日、傍聴の許可を受けた者に対し、所定の場所で先着順により交付する。

- 2 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、次に定めるとおりとする。

- (1) 委員会室等 6人。ただし、委員長が必要があると認めるときは、定員を増加することができる。
- (2) 議場 45人

(傍聴席以外の委員席等への入場禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外の委員席等に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室等又は議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用

している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、委員会を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 委員会室等若しくは議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室等若しくは議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他委員会室等若しくは議場の秩序を乱し、委員会を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。

ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。